

上並經濟上合理且公正ナル主張ナリト信ズル。

實行方法

本決議ヲ海事協同會並關係各船主ニ提出シソノ實現ヲ迫ルコト
第十二號議案 各船ニ司廚長又ハ船長ヲ乗船セシムル事ニ關スル件

(可決)

説明者 本部 百々田 利 一

主 文

吾等ハ船内能率並統制上各船ニ必ズ司廚長又ハ船長ヲ乗船セシメン
事ヲ期ス

理 由

船内ニ於ケル至上ノ能率發揮ハ、船内各部ノ融和ト統制トニ歸因ス
ル處甚ダ大ナルモノガアル。然モコノ融和ト統制ハ船内各部ニ於ケ
ル對等責任者ノ協力ニ俟ツベキモノデアルニモ拘ラス、現在司廚部
ニ於テ單ナル經費節約ノ觀點ヨリ司廚長又ハ船長ノ乗船ヲ見ザルガ

如キ事例ニ接スルコトハ甚ダ遺憾トスル處デアツテ、此ノ如キハ
無意識的ニ船内能率發揮ノ原動力ニ障害ヲ與ヘントスル矛盾的行
爲デアリ、船主ノ認識不足ヲ曝露シタルモノトイフベク、吾等ハ
船内ニ於ケル統制上ノ立場ヨリ各船ニハ必ズ司廚長又ハ船長ヲ乗
船セシメ、是ニヨツテ船内各部ノ融和ヲ深メ以テ船内能率ノ増進
ヲ期スルモノデアアル。

實行方法

一、本決議ヲ海事協同會ニ提出シテソノ決議事項トシ
二、關係各船主ニ對シテソノ實現ヲ迫ルコト

第十三號議案 船員法改正實施促進ニ關スル件 (可決)

説明者 名古屋支部 佐 藤 三 郎

主 文

吾等ハ船内ニ於ケル一切ノ労働生活ヲ保護スルタメ海事法令調査
委員會答申要綱ニ基ツク船員諸法規ノ制定及實施ヲ要望ス